

【 会議録 】（概要）

実施日時：令和 8 年 8 月 6 日（木）10:00 から 11:30 まで

会議名	令和 8 年度第 1 回越谷市 男女共同参画推進委員会	実施場所	エントランス棟 3 階 会議室 3-1
件名/議題	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 <協議事項> 令和 7 年度男女共同参画の推進に関する年次報告書（案）について <報告事項> （1）越谷市女性・DV相談支援センターについて （2）男女共同参画支援センター「ほっと越谷」令和 7 年度事業報告書 について 4 その他 5 閉会		
出席者等	【出席委員】 関井委員、森委員、山田委員、松田委員、小泉委員、叶委員、金委員、 渡邊委員、坂崎委員、斎藤委員、大熊委員、佐藤委員、内藤委員、市川 委員、櫻井委員 【事務局】 小田室長、小林課長、成田調整幹、原主任、土方所長		
会議資料	【資料 1】 令和 7 年度男女共同参画の推進の取り組み 【資料 2】 越谷市女性・DV相談支援センターについて 【資料 3】 令和 7 年度事業報告書 「ほっと越谷」活動記録レポート		
内容	本会議録（要旨）のとおり		

【 会議録 】 （要旨）

1 開会	
人権・男女共同参画推進課長の司会により令和 8 年度第 1 回越谷市男女共同参画推進委員会の開式。	
2 会長あいさつ	
関井会長よりあいさつ。	
3 議事	
<協議事項>令和 7 年度男女共同参画の推進に関する年次報告書（案）について 【事務局説明】 ・前期実施計画 110 事業のうち、全体の 91.7%が B（概ね順調に取り組んでいる）以上であり、計画全体としては順調に進んでいる。 ・全事業のうち、抜粋して C 評価、D 評価となった事業の今後の対応案等を説明。	
（委 員）	はじめにのページの 1 行目「市では、男女が性別に関わりなく」について、「性別に関わりなく」と記載しているのであれば、あえて「男女」という言葉は使わず「市民の皆様が」などの表現にするとよい。 また、元号だけでなく西暦も併記したほうが分かりやすい。 P79「自治会長と PTA 会長に占める女性の割合」の文章が、ですます調となっていない箇所がある。
（事務局）	いただいたご意見を踏まえ、事務局にて修正することとする。
（委 員）	P63「No.89 DV・児童虐待発見のための保健医療従事者に対する意識啓発」について、「子供」という表記を平仮名表記にした方がよい。 P33「No.33 女性の農業従事者支援」について、女性の農業従事者だけでなく、自営業者への支援も行してほしい。 P48「No.62 防災活動における女性消防団員の参画」について、防災訓練や避難所運営訓練について、自治会の女性役員に対しての啓発も行してほしい。
（事務局）	No.89 について、所管課へ既存の組織名であるために「子供」と表記しているのか確認することとする。 No.33 について、起業支援は行っているものの、起業後の支援の実施の有無について確認を行う。 No.62 について、避難所の運営において女性の参画は非常に重要であると当課としても認識している。また、避難所運営は地域の方々の協力・参加が不可欠となるため、引き続きご協力いただきたい。

(委 員)	P58「No.79 女性相談の実施」及び「No.80 女性のための法律相談の実施」の事業目的に記載の「生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう」の表現について、「誰もが自分らしく過ごせるよう」という表現のほうが、計画の基本理念に一致していると考える。 P64「No.91 DV相談の実施」の事業目的に記載の「DV被害者を精神的に支援する」という表現が、被害者が精神的に未熟であることが前提のような表現となっている。人権擁護という立場からその被害者の失われた尊厳を回復するという視点で相談事業を行っているため、「DV被害者の安全を守り、自立のための支援をする」というような表現が好ましいと考える。また、手段のところで「専門のカウンセラーが」という表現があるが、「専門の相談員」という表現の方が好ましいと考える。 P49「No.64 外国人市民のための情報提供」について、「外国人市民」ではなく、「外国籍住民」などといった表現の方が多文化共生の観点から好ましいと考える。
(事務局)	いずれも前期実施計画の表記を引用している箇所であり、過去4年分の報告書もこのように表記してしまっている。整合性を図るため、また、令和8年度より後期実施計画に移行する節目であることから、令和8年度の報告書よりいただいたご意見を反映させることとする。
【協議結果】 案の内容で了承する。	
＜報告事項＞（１）越谷市女性・DV相談支援センターについて 【事務局説明】 ・越谷市女性・DV相談支援センターの役割や設置の意義について説明。 ・令和7年度における相談件数等について報告。	
(委 員)	相談件数について、女性相談やDV相談とあるが、どのような基準で分けているのか。
(事務局)	ここに表記している件数は当センターで受けている全ての相談であり、DV防止法に規定する相談はDV相談、それ以外を女性相談、DVを含むあらゆる女性の相談について、弁護士に依頼したものを法律相談と区別している。県や国に件数の報告を行う都合上、このように分けて件数をカウントしている。
(委 員)	DV相談の件数が減らないのは、なぜなのか。

(事務局)	ここの相談件数は延べ人数であるため、同じ方が継続してご相談に来られていることが多いのが現状である。また、DVは殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力も含まれるということが認識されつつあり、これまで相談に繋がらなかった方が相談に繋がっているのではないかと推測される。
(委員)	越谷市には公的シェルターはあるのか。
(事務局)	公的シェルターと呼ばれる女性自立支援施設は都道府県だけが設置できるため、越谷市に公的シェルターはない。必要に応じて民間団体と連携のもと、民間シェルターを利用することがある。
(委員)	住民基本台帳事務における支援措置の意見書発行件数が増加傾向の理由は。
(事務局)	支援措置が適用になる期限が1年のため、継続するには再度手続きが必要となる。基本的に1年で支援措置を止める人は少なく、そのような更新の人に加えて、支援措置を初めて希望する新規の人とで雪だるま式に積みあがっているため増加傾向にある。
<報告事項> (2) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」令和7年度事業報告書について 【事務局説明】 令和7年度に実施してきた事業について報告。	
(委員)	ほっと越谷の催しについて、対象年齢の方へお知らせした際に「勧誘はされないか」と心配されていた。
(事務局)	主催者となる登録団体や講座の講師に対しては、勧誘活動は行わないよう注意喚起をしているが、稀に参加者の中に勧誘活動を行っている人がいる。引続き注意喚起を行いつつ、市民の方からのほっと越谷に対するご意見や施設への認識等について注視していきたい。
4 その他	
(事務局)	9月議会にて、登録団体以外がほっと越谷のセミナールームを利用する際の料金を令和9年4月より1.5倍に値上げする内容の議案を提出予定。また、ほっと越谷を運営している指定管理者の委託期間が今年度で満了を迎えるため、12月議会にて指定管理者選定に関する議案を提出予定。
5 閉会	